

輸入粗飼料に由来する堆肥を販売・譲渡・ 施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬成分(クロピラリド)が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性**があります。



- 輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。
飼料にクロピラリドが残留している可能性について、必ず販売業者に確認し、その記録を残しましょう。
- 堆肥(排せつ物)を販売・譲渡する際には情報を伝達しましょう。
クロピラリドが残留している可能性のある飼料を給与した家畜に由来する堆肥(排せつ物を含む)を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、「この堆肥はクロピラリドが残留している可能性があるため、使用に当たっては留意する必要がある」ことを必ず伝達しましょう。
- マメ科牧草に堆肥等を施用する場合には留意が必要です。
生育障害が出ないことについての確認や、堆肥製造時の活性炭の混合等の被害軽減対策を実施した上で施用しましょう。

- ・クロピラリドは、広葉雑草を枯らす除草剤で、粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています。
- ・家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドはごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります。

お問合せは西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018